

障害福祉サービス共通評価基準（放課後等デイサービス、児童発達支援を除く）
〔注釈／各シート共通〕

注1) 着眼点数とABC区分

チェックした着眼点数の区分はA・B・Cの3区分として、以下に示す状況であることを表す。

Aは、1つの小項目に含まれる着眼点の内、チェックが70%以上についていることを示す。

Bは、1つの小項目に含まれる着眼点の内、チェックが20%以上70%未満についていることを示す。

Cは、1つの小項目に含まれる着眼点の内、チェックが20%未満についていることを示す。

※1つの小項目に含まれる項目数とチェックした数との関係

着眼点数 ／ チェックした数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	...
0の場合	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C
1項目の場合	A	B	B	B	B	C	C	C	C	C
2項目の場合		A	B	B	B	B	B	B	C	C
3項目の場合			A	A	B	B	B	B	B	B
4項目の場合				A	A	B	B	B	B	B
5項目の場合					A	A	A	B	B	B
6項目の場合						A	A	A	B	B
7項目の場合							A	A	A	A
8項目の場合								A	A	A
9項目の場合									A	A
⋮										A

チェックした着眼点数の区分は、用意された着眼点の内、いくつチェックがついたかということ、
「A」、「B」、「C」の区分で表す意味があり、この区分により、サービスの良し悪しを判断するものではありません。

ですから、「A」が多いからといって必ずしも良いサービスを行っているという結果に直結するものでなく、逆に「C」が多いからといってサービスレベルが低いということに直結するものでもありません。事業所によっては、着眼点にないような独自のサービスを実施しているといったことも十分あり得ます。

この共通サービス評価では、「A」が多ければ一定のレベルには達していると推測することができる、という意味を表すものです。

注2) コメント欄への記載

「コメント」欄には、以下の事項について記載してください。

- ① 改善を要すると思われる点および改善案の有無等
- ② 施設・事業所等の性格上、「非該当」になる項目や着眼点がある場合は、その理由
(着眼点の中で非該当としたものがある場合は、何番目の着眼点が非該当であることを明確に記入のこと。)
- ③ 施設・事業所独自のユニークなサービス、取り組みの有無等

障害福祉サービス共通評価基準 概評 [各シート共通]

○概 評

①非該当とした項目（放課後等デイサービス、児童発達支援については「いいえ」とした項目）の説明、②独自に必要と思われる評価項目等、③項目評価を通じて気づいた点などを記入してください。

①非該当とした項目

グループホーム・入浴・衣服・睡眠・外出・外泊・睡眠・外出・外泊・新聞・雑誌・テレビ等の私有

→生活能力のアセスメントや支援についてはサービス提供の範囲外ではあるが、気づいたことについては

相談支援機関と連携をはかっている。

②独自に必要なと思われる項目

就労支援事業として農業を行っている事業所であり、在籍者数の2割が行動障害点数10点以上の方であるため、個別支援計画の作成や働く場の環境の配慮には高い専門性が求められている。

サービス改善計画書

策定日： 令和7年3月10日

事業・サービス名： 就労継続支援B型

施設・事業所名： 葉菜屋

自己評価項目	評価結果	問題点・課題	改善内容と目標	時期と期間	責任者	備考 (必要な予算等)
2 利用者に応じた個別支援プログラム	A~C	行動点数10点以上の方が3名おられ、パニック時の自傷・他害も見られる。本人への支援同様に対応する職員の手当も必要となっている。	強度行動障害基礎研修の受講を行う	令和6~7年度	施設長 (研修担当)	特になし
			配置基準よりも多めの人員配置を行う	令和6~7年度	施設長	人件費